

横浜の地域まちづくりを一緒に考えませんか？

# 市民委員募集

横浜市地域まちづくり推進委員会 2名  
ヨコハマ市民まち普請事業部会 2名

募集締切  
11月30日

任期：平成31年4月1日から平成33年3月31日まで



横浜市地域まちづくり推進条例では、安全で快適な魅力あるまちを実現することを目的とし、市民のみなさまと市が協働して行う地域まちづくりについて、それぞれの責務を明らかにするとともに、地域まちづくりに関する基本的な事項を定めています。

この条例に基づく「横浜市地域まちづくり推進委員会」と「ヨコハマ市民まち普請事業部会」に、市民のみなさまの意見を反映するため、市民委員を公募します。

## 横浜市地域まちづくり推進委員会

- ・地域まちづくり組織・プラン・ルールの認定※
  - ・地域まちづくりの推進状況
  - ・その他地域まちづくりに関する事項
- 上記について審議をします。

委員会は年間3～4回の開催を予定しています。

## ヨコハマ市民まち普請事業部会

- ・市民のみなさまによる身近な生活環境（施設）の整備提案の選考
  - ・まち普請事業に関する事項
- 上記について審議をします。

部会は年間6回程度（年2回の公開コンテスト（土・日開催）の場での審査等を含む）開催します。

※詳しくは横浜市都市整備局地域まちづくり課のホームページ（裏面URL記載）を御確認ください。  
両会とも委員数は8名で、内2名が市民委員となります。

お問合せ 都市整備局地域まちづくり課 電話 045-671-2939

裏面あり

## 以下の要件全てに該当する方が応募できます

- (1) 基準日（平成30年11月30日）で満20歳以上の横浜市内に在住、在勤又は在学の方（横浜市職員は除きます。）
- (2) 地域まちづくりの活動などに理解及び関心を持つ方  
（例えば：自治会町内会活動、まちのプラン・ルール、防災・防犯、身近な道路・公園、水辺整備、地域イベント、ボランティア…などのまちづくり活動）
- (3) 任期期間中、委員会又は部会に出席できる方  
（主に平日の日中に開催しますが、ヨコハマ市民まち普請事業部会は土・日や夜間の開催となる場合があります。公開コンテスト等は土・日に開催します。）

## 申込方法・受付期間

申込書に必要事項と小論文（A3判1枚・1,000字程度）を記入し、郵便又はEメールでお送りください。（ファクシミリによる申込は受付できません。）

### 【小論文テーマ】

あなたの経験から見た地域まちづくりの課題と今後の展開について

- (1) 郵送先 〒231-0017 横浜市中区港町1-1  
横浜市都市整備局地域まちづくり課「市民委員受付係」  
Eメール送付先 tb-shimin@city.yokohama.jp  
※Eメールでお申し込みの場合は、件名に『【応募】市民委員』と御記入ください。

- (2) 受付期間 平成30年11月30日(金)必着

申込書は、窓口での配架（都市整備局地域まちづくり課、又は、各区役所の区政推進課企画調整係まちづくり調整担当）及び横浜市都市整備局のホームページからダウンロードすることができます。

地域まちづくり推進 市民委員

検索 

<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/chiikimachi/iinkai/suishiniinkai/shiminboshu/>

## 選考方法

本市職員により構成する市民委員選考委員会が、選考を行います。申込書及び小論文により書類選考（1次選考）を行い、選考通過者に対して、平成31年1月上旬～中旬に個人面接を行います。面接は市民委員選考委員会の委員により実施します。なお、選考結果については、お申込みいただいた方全員に郵送又はEメールでお知らせします。

### 【選考のポイント】

- ・地域まちづくりに関する基本的知識、問題意識、客観性・公共性、表現力
- ・地域まちづくり推進条例の趣旨の理解と委員としての適格性（論理性、幅広い見識）
- ・ヨコハマ市民まち普請事業の趣旨の理解と委員としての適格性（理解力、協調性）

## その他

- ・委員に選考され、委員会又は部会に出席したときは、規定により報酬をお支払いします。
- ・この募集による個人情報については、本選考以外には使用しません。なお、申込書等は返却しませんので御了承ください。